

障 号 外  
平成20年2月4日

指定障害者支援施設設置者 様  
指定障害福祉サービス事業所設置者 様

栃木県保健福祉部障害福祉課長

障害者支援施設等の事業者指定に係るサービス管理責任者の  
取り扱いについて(通知)

障害福祉行政につきましては、日頃から御協力いただき、厚くお礼申し上げます。  
さて、障害者支援施設や障害福祉サービスを実施する事業者は、人員配置基準に基づきサービス管理責任者を配置することとなっており、当該職員は、実務経験と併せて「相談支援従事者初任者研修(講義部分)」を受講し、「サービス管理責任者研修」を修了することが要件となっていますが、次の事項について再確認されるとともに、関係書類の提出について通知いたします。

記

- 1 実務経験の要件を満たしている場合、「相談支援従事者初任者研修(講義部分)」を受講し、かつ「サービス管理責任者研修」を修了することを条件に、暫定的にサービス管理責任者として配置できる期間は、平成21年3月31日までであること。  
「相談支援従事者初任者研修(講義部分)」は、「サービス管理責任者研修受講資格取得研修」や「障害者ケアマネジメント従事者追加研修」を含めることとする。
- 2 多機能型事業所において、サービス管理責任者が複数の事業を兼務する場合、「サービス管理責任者研修」は、該当する事業に係る全てのカリキュラムを修了することが、必要であること(下表参照)。  
事業開始後3年間以内に、全ての事業に係る研修を修了しなければならないことと、されている。

	分 野	障 害 福 祉 サ ー ビ ス
1	介護	療養介護、生活介護
2	地域生活(身体)	自立訓練(機能訓練)
3	地域生活(知的・精神)	自立訓練(生活訓練)、共同生活援助、共同生活介護
4	就労	就労移行支援、就労継続支援
5	児童	児童デイサービス

- 3 平成19年度に、「サービス管理責任者研修」を修了したサービス管理責任者は、修了証書の写しを、郵送又はファックス(028-623-3052)にて、平成20年2月29日(金)までに障害福祉課施設福祉担当あて提出願います。  
なお、社会福祉士や介護福祉士、保育士等の有資格者で、相談支援業務の実務経験が短縮されているサービス管理責任者は、資格書の写し等資格取得の状況が判断できる書類も、併せて提出願います。

( 障害福祉課施設福祉担当 )  
担当：福田  
028-623-3059